

改正

平成18年7月12日規則第261号

平成18年9月29日規則第268号

平成18年9月29日規則第269号

平成21年1月19日規則第1号

平成22年3月31日規則第14号

平成24年3月12日規則第9号

平成25年3月29日規則第26号

平成26年3月28日規則第19号

平成29年2月10日規則第4号

令和4年3月29日規則第17号

津市消防団の組織等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項、第23条第2項及び津市消防団条例（平成18年津市条例第257号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、本市の消防団（以下「消防団」という。）の組織並びに消防団員の階級、訓練及び礼式並びに条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に本部及び方面団を置く。

2 方面団に方面団本部及び分団を置く。

3 分団に部及び班を置く。

4 本部、方面団、方面団本部及び分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(本部)

第4条 本部に消防団長、本部副団長及び団員を置く。

2 消防団長、本部副団長及び団員の職にある者の階級は、それぞれ団長、副団長及び団員とする。

3 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

- 4 本部副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の事務)

第5条 本部においては、次の事務を処理する。

- (1) 庶務及び人事に関すること。
- (2) 消防団員の服務に関すること。
- (3) 会計及び経理に関すること。
- (4) 設備、資材その他物品の管理に関すること。
- (5) 教養及び訓練に関すること。
- (6) その他消防団に関すること。

(方面団本部)

第6条 方面団本部に方面団長及び方面副団長を置く。

- 2 方面団長及び方面副団長の職にある者の階級は、副団長とする。
- 3 方面団長は、消防団長の命を受け方面団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 4 方面副団長は、方面団長を補佐し、方面団長に事故があるとき、又は方面団長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分団、部及び班)

第7条 分団に分団長及び副分団長、部に部長、班に班長及び団員を置く。

- 2 分団長、副分団長、部長、班長及び団員の職にある者の階級は、それぞれ分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。
- 3 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属の消防団員を指揮監督する。

(機関員)

第8条 分団に機関員を置く。

- 2 機関員は、所属の消防団員を指導し、所管の消防車両の運転業務並びに消防車両及び消防ポンプの手入れを行うものとする。

(任期)

第9条 消防団長、本部副団長、方面団長、方面副団長及び分団長の任期は、2年とする。ただし、

補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 消防団長、本部副団長、方面団長、方面副団長及び分団長は、再任することを妨げない。

3 消防団長、本部副団長、方面団長、方面副団長及び分団長は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務に従事しなければならない。

(任命又は解任)

第10条 消防団員を志願し、又は退職しようとする者は、あらかじめ文書で任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。

2 消防団員の任命又は解任は、辞令を交付して行う。

(分限及び懲戒の手続)

第11条 条例第7条第1項の規定による消防団員の降任若しくは免職又は条例第8条の規定による戒告、停職若しくは免職は、その旨を記載した辞令を交付して行う。

2 消防団長は、条例第7条第1項の規定により消防団員を免職した場合、同条第2項の規定により消防団員が身分を失った場合又は条例第8条の規定により消防団員を懲戒処分に付した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(服務上守るべき事項)

第12条 消防団員が条例第11条の規定に該当する場合のほか、10日以上にわたり職務に従事することができないときは、消防団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては消防団長に届け出なければならない。

(機械器具等の資機材の保管、亡失及び損傷)

第13条 消防団の設備及び資材は、消防団長がこれを保管する。

2 消防団員は、機械器具等の資機材を常に使用し得る状態に維持管理するとともに、消防車両及び消防ポンプの手入れを実施しなければならない。

3 消防団員が、機械器具等の資機材を亡失し、又は損傷したときは、消防団長にその理由を付して届け出なければならない。

4 市長は、故意又は重大な過失により、機械器具等の資機材を亡失し、又は損傷した者に対しこれを賠償させることができる。

(帳簿)

第14条 消防団長は、次に掲げる帳簿を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

(1) 消防団員名簿

(2) 公務災害記録簿

- (3) 設備資機材台帳
- (4) 給貸与品交付簿
- (5) 出動記録簿
- (6) その他必要な簿冊

(教養及び訓練)

第15条 消防団長は、消防団員の教養の向上及び技能の錬磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(消防団員手帳)

第16条 消防団員に対し、その身分を証するため消防団員手帳を交付する。

2 消防団員は、その職を失ったときは、速やかに消防団員手帳を返納しなければならない。

(訓練及び礼式)

第17条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）及び消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）による。

(報酬及び費用弁償の支給時期)

第18条 条例第14条の規定による年額報酬及び出動報酬並びに条例第15条の規定による費用弁償は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間につき、それぞれ10月25日及び翌年4月25日（以下それぞれの日を「支給日」という。）に年額報酬の2分の1に相当する額及び出動報酬並びに費用弁償を支給する。ただし、支給日が日曜日その他の理由で支給できないときは、支給日を変更することができる。

(表彰)

第19条 市長は、方面団、分団又は消防団員が、その任務遂行に当たり功労が特に顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(配偶者等に対する感謝状の贈呈)

第20条 消防団長は、おおむね10年以上にわたり消防団活動に尽力した消防団員の配偶者等で、消防のよき理解者として、消防団員の任務遂行に寄与した者に対し、感謝状を贈呈することができる。

2 市長は、5年以上勤続して退団した元消防団員で消防団員の任務遂行に寄与した者に対し、感謝状を贈呈する。

3 市長は、前項に規定する者のほか、消防団活動に対し特に顕著な貢献をした事業所に対し、感謝状を贈呈することができる。

4 第1項の規定による感謝状の贈呈は、消防団員1人について1人の配偶者等に対し行うものとする。

(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第261号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第268号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第269号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年1月19日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第19号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月10日規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

本部及び方面団	名称	所管区域
---------	----	------

本部	津市消防団本部	津市全域
津	津方面団本部	津地区全域
	デージー分団	津地区全域
	新町分団	新町地区
	養正分団	養正地区
	敬和分団	敬和地区
	橋北分団	橋北地区
	栗真分団	栗真地区
	白塚分団	白塚地区
	一身田分団	一身田地区
	安東分団	安東地区
	楡形分団	楡形地区
	片田分団	片田地区
	神戸分団	神戸地区
	橋南分団	育生地区及び修成地区
	藤水分団	藤水地区
	高茶屋分団	高茶屋地区
	雲出分団	雲出地区
	大里分団	大里地区
	高野尾分団	高野尾地区
久居	久居方面団本部	久居地区全域
	第1分団	久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町（第4分団の所管区域を除く。）、久居烏木町、久居新町の一部、久居本町（第2分団の所管区域を除く。）、久居二ノ町（第2分団の所管区域を除く。）、久居射場町
	第2分団	久居元町、久居小戸木町、久居本町の一部、久居二ノ町の一部、川方町の一部
	第3分団	久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久

		居相川町、久居持川町の一部、久居桜が丘町、久居新町（第1分団及び第4分団の所管区域を除く。）
	第4分団	久居北口町の一部、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居持川町（第3分団の所管区域を除く。）、久居新町の一部
	第5分団	川方町（第2分団の所管区域を除く。）、牧町、新家町、木造町
	第6分団	戸木町、青葉台一丁目、青葉台二丁目
	第7分団	庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、久居緑が丘町一丁目、久居緑が丘町二丁目
	第8分団	稲葉町
	第9分団	榊原町
	第10分団	須ヶ瀬町
	第11分団	久居地区全域
河芸	河芸方面団本部	河芸地区全域
	第1分団	豊津地区
	第2分団	上野地区（久知野を除く。）
	第3分団	黒田地区
	第4分団	上野地区（久知野に限る。）、千里ヶ丘地区
芸濃	芸濃方面団本部	芸濃地区全域
	第1分団	棕本
	第2分団	楠原、林、中縄、忍田
	第3分団	小野平、多門、北神山、萩野、岡本
	第4分団	雲林院
	第5分団	河内
	ささゆり分団	芸濃地区全域
美里	美里方面団本部	美里地区全域
	第1分団	南長野、北長野、平木、桂畑
	第2分団	五百野、足坂、三郷
	第3分団	家所、穴倉、高座原、日南田、船山、草生

	第4分団	美里地区全域
	アザリア分団	美里地区全域
安濃	安濃方面団本部	安濃地区全域
	草生分団	草生、安部、中川
	村主分団	川西、神田、南神山、前野、光明寺、今徳、妙法寺、浄土寺、連部
	安濃分団	安濃、内多、太田、清水、曾根
	明合分団	野口、戸島、大塚、荒木、栗加、田端上野、東観音寺
香良洲	香良洲方面団本部	香良洲地区全域
	第1分団	地家、馬場
	第2分団	桜町、川原
	第3分団	小松、稲葉
	第4分団	高砂、砂原、浜浦
	第5分団	香良洲地区全域
	第6分団	香良洲地区全域
一志	一志方面団本部	一志地区全域
	第1分団	大井地区
	第2分団	波瀬地区
	第3分団	川合地区
	第4分団	高岡地区
	コスモス分団	一志地区全域
白山	白山方面団本部	白山地区全域
	第1分団	南家城、北家城、藤、二俣、真見、城立、小杉、大原、福田山
	第2分団	川口
	第3分団	二本木、岡、三ヶ野
	第4分団	佐田、中ノ村、南出、上ノ村、垣内
	第5分団	八対野、稲垣、古市、山田野、伊勢見
	しらさぎ分団	白山地区全域

美杉	美杉方面団本部	美杉地区全域
	第1分団	竹原、八手俣
	第2分団	八知
	第3分団	太郎生
	第4分団	三多気、杉平、石名原
	第5分団	川上、奥津
	第6分団	丹生俣、上多気、下多気
	第7分団	下之川
	めぐみ分団	美杉地区全域